

総会開催結果

作成日：令和4年10月31日

1	総会名	令和4年10月 大槌町農業委員会定例総会				
2	開催日時	令和4年10月25日（火） 午前10時00分				
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室				
4	出席者の 状況  ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員				
		議席番号	役 職	氏 名	出欠	
		8	会長	佐々木 重吾	○	
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○	
		1		阿部 成子	○	
		2		兼澤 修悟	○	
		3		藤原 長英	○	
		5		北田 和紀	○	
		6		三浦 英敏	○	
		農地利用最適化推進委員				
		担当地域		氏 名	出欠	
		金沢		三浦 幸保	○	
				阿部 美智子	○	
		小鍬		藤原 市之助	○	
				川崎 郷泉	○	
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	○	
三浦 茂男	○					
農業委員会事務局		事務局長 岡本 克美	主任主査 畠山 拓也			
		主任主査 三浦 ゆり	主事 木村 純也			
5	議 事			付議	承認	
	報 告	【報告第9号】農地法第3条の3第1項の規定による届出について				
		【報告第10号】農地法第5条第1項第8号の規定による届出について（2件）				
	議 案	【議案第16号】農地法第5条の規定による許可申請について			1	1
		【議案第17号】農地法の適用外証明願について			1	1
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程）				

## 総 会 議 事 録

### 【議 長】

定刻となりましたので、只今より令和4年10月大槌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち7名全員の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。

### 【議 長】

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和4年10月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしという声あり)

異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。

### 【議 長】

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしという声あり)

ご異議ございませんので、3番 藤原 長英 委員 と、5番 北田 和紀 委員を指名いたします。

### 【議 長】

日程第3 諸般の報告を行います。

では、事務局、お願いいたします。

《事務局長》

特にございません。

### 【議 長】

続きまして、日程第4 報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から説明をお願いいたします。

《事務局長》

(報告第9号を朗読。)

### 【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問・意見なし)

【議 長】

ないようですので、次に進みます。

日程第5 報告第10号農地法第5条第1項第8号の規定による届出について事務局から番号1の説明をお願いいたします。

《事務局長》

(報告第10号の1を朗読。)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問・意見なし)

【議 長】

ないようですので、番号2の説明をお願いいたします。

《事務局長》

(報告第10号の2を朗読。)

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

ないようですので、次の議案に移ります。

日程第6 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いいたします。

《事務局長》

(議案第16号を朗読。)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、佐々木 和之推進委員から所見を伺います。

【佐々木推進委員】

場所は役場から■■■■、■■■■から約500mくらいのところになります。先日来から農振除外等でも出てきましたけども、ここの位置図にあります■■■■さんのところの娘さんが戻ってきて、旦那さんとこっちに家を建てて生活したいということで、ここを■■■■さんから譲られて家を建てるとということで、今回農地転用のお願いということになりました。畑は畑なんですけど特に今まで使ってたところでもなかったんで、別に問題はないかなと思われます。以上です。

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

【議 長】

よろしいですか。それでは、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、「許可相当」とし、沿岸広域振興局へ進達いたします。

【議 長】

続きまして、日程第7 議案第17号 農地法の適用外証明願について、事務局から説明をお願いします。

《事務局長》

(議案第17号を朗読。)

【議 長】

只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田 和紀 委員、佐々木和之推進委員から所見を伺います。

【北田委員】

この場所は13ページを見ると[ ]の向かい、あるいは[ ]の[ ]の裏手になるわけなんだけど、この立会の中で、[ ]の方で立会されたんですが、今回該当なる場所の現地の部分については埋め立てとかあるいは土砂等が積まれた状況の中で、現在今からかかっている部分についての土地よりも1メートルから1メートルちょっと上乗せなった形で盛り土されている状況です。ちょうど今回かかっている案件については、それより下になっているというか、昔の現状のままの中で草が生い茂っている現状で、当然原状復旧もできないだろうということと、あとは[ ]の担当の方との話の中では、将来はその部分についても並びで埋め立てをした中で土地の整備をしていきたいと話もしてましたので、現状考えれば適用外もそのとおりかなという案件だと思います。以上になります。

【議 長】

農地法の適用外証明願に基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。

《事務局長》

農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま

【議 長】

それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、立会委員からの説明について、発言のある方

は、挙手願います。

(質問・意見なし)

**【議 長】**

それでは、採決いたします。原案に賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、申請者へ許可証を送付いたします。

本日の議案は、以上です。

その他として、何かありますか。

《事務局長》

(今後の予定を説明)

**【議 長】**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、農業委員会 10 月総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

10 時 21 分終了